

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	10					10		12		10		6900円	7000円	当事者が1名増えるごとに、 2440円分(500円4枚、110円4枚)を、予納金の場合は2000円をそれぞれ加算してください(ただし、原告に代理人が受任する事件については1名とする。)
民事調停	民事調停							5	5			10	850円	4000円	当事者が1名増えるごとに、 320円分(100円2枚、50円1枚、10円7枚)を、予納金の場合は2000円をそれぞれ加算してください。
民事執行	担保不動産競売申立て												0円	60000円	事業に応じて加算
	強制競売申立て												0円	60000円	事業に応じて加算
	担保不動産収益執行申立て												0円		
	形式的競売申立て												0円		
	自動車競売申立て												0円		
	債務名義に基づく債権差押え	4			1		6						2840円		左記は債務者1名・第三債務者1名で第三債務者に対し、陳述催告の申立てをする場合 ※債務者が1名増えるごとに1220円分(500円2枚、110円2枚)を追加してください。 ※第三債務者が1名増えるごとに1510円分(500円2枚、180円1枚、110円3枚)を追加してください。
	養育費等に基づく債権差押え	4			1		6						2840円		同上
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え												0円		
	財産開示												0円	6000円 (この予納金から郵便料を支出します。)	
	情報取得												0円	【預貯金】 5000円 【給与】 6000円 【不動産】 6000円 (いずれもこの予納金から郵便料を支出します。)	【預貯金】 左記は第三者1名の申立てをする場合 ※第三者が1名増えるごとに予納金4000円を追加してください。 ※郵便切手110円(110円1枚)×(申立人分+第三者の人数分)も提出してください。 【給与】 左記は第三者1名の申立てをする場合 ※第三者が1名増えるごとに予納金2000円を追加してください。 ※郵便切手110円分も提出してください。 【不動産】 ※郵便切手110円分も提出してください。
	不動産執行												0円		
	不動産引渡(明渡)執行												0円		
保全	債権仮差押	5					4		2		3		3100円		左記は債務者1名・第三債務者1名の申立てをする場合 ※債務者が1名増えるごとに1220円分(500円2枚、110円2枚)を追加してください。 ※第三債務者が1名増えるごとに1880円分(500円3枚、110円2枚、50円2枚、20円3枚)を追加してください。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4					2		2		4		2400円		【共通】 左記は債務者1名の申立てで、1か所の登記所に登記嘱託する場合 ※債務者が1名増えるごとに1220円分(500円2枚、110円2枚)を追加してください。 ※登記所が1か所増えるごとに1180円分(500円2枚、50円2枚、20円4枚)を追加してください。 【仮差押】 ※滞納処分がある場合は、110円分を追加してください。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円		【無審尋事案】 左記は債務者1名の申立てをする場合 ※債務者が1名増えるごとに1220円分(500円2枚、110円2枚)を追加してください。 【要審尋事案(債務者の使用を許さないもの)】 無審尋事案と同額の郵便切手に、債務者数×410円分(110円1枚、100円3枚)を追加してください。
破産関係	破産												0円		別紙「破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧」のとおり
	通常再生												0円		別紙「破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧」のとおり
	個人再生												0円		別紙「破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧」のとおり
	会社更生・特別清算												0円		個別にお問い合わせください。
保護命令	保護命令	2		1				5	2			10	2000円		
労働審判	労働審判	6						6	10		10	10	4400円	4000円	当事者が1名増えるごとに1800円分(500円3枚、100円3枚、100円3枚)を加算してください。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	決定書等を窓口で受け取る場合:110円×債権者数 決定書等を郵送で受け取る場合:110円×(債権者数+3枚)		1万1859円 (官報公告費用)	
	代理人申立て					
管財	個人	1500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)	決定書等を窓口で受け取る場合:110円×((債権者数+債務者数)+10枚) 決定書等を郵送で受け取る場合:110円×((債権者数+債務者数)+13枚)		1万5499円 (官報公告費用) + 官報公告費用以外の予納金については、申立て後、個別に事業に応じて予納金額を定めて裁判所からお知らせします。	
	法人	1000円 (民訴費用法別表第一の16項)	決定書等を窓口で受け取る場合:110円×((債権者数+債務者数)+20枚) 決定書等を郵送で受け取る場合:110円×((債権者数+債務者数)+23枚)		1万4786円 (官報公告費用) + 官報公告費用以外の予納金については、申立て後、個別に事業に応じて予納金額を定めて裁判所からお知らせします。	
	債権者申立て	20000円 (民訴費用法別表第一の12項)	6000円	500円×4枚 110円×25枚 100円×10枚 50円×2枚 10円×15枚	個別にお問い合わせください。	

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	決定書等を窓口で受け取る場合:110円×(債権者数×2) 決定書等を郵送で受け取る場合:110円×(債権者数×2+10枚)、10円×7枚		1万3744円 (官報公告費用)	
通常再生	個人		決定書等を窓口で受け取る場合:110円×(債権者数×2+40枚) 決定書等を郵送で受け取る場合:上記窓口で受け取る場合に加え、500円×2、100円×2、50円×2、20円×2、10円×4		官報公告費用を含めた予納金については、申立て後、個別に事業に応じて予納金額を定めて裁判所からお知らせします。	
	法人		上記に同じ		上記に同じ	